



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会社名 東邦金属株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三喜田 浩  
(コード番号：5781)  
問合せ先 取締役総務部長兼 森本 幾雄  
経 理 部 長  
(TEL.06-6202-3376)

#### 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 67 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更に係る定款一部変更および株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、国内上場企業の株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日としております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

###### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

#### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位とし、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株に併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、同年 10 月 1 日をもって、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	23,380,012 株
株式併合により減少する株式数	21,042,011 株
株式併合後の発行済株式総数	2,338,001 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

### (3) 株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況など他の要因を除けば、当社株式の純資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,675 人 (100.00%)	23,380,012 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	74 人 (2.77%)	111 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	2,601 人 (97.23%)	23,379,901 株 (100.00%)

※ 上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 74 名（所有株式数の合計 111 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記 8 頁の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

4,800,000 株

株式併合の割合にあわせて、現行の 4,800 万株から 480 万株に減少させます。

(7) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項の定めにしたがい、株式併合に係る定款一部変更につきましては、株主総会における決議を経ずに、平成 29 年 10 月 1 日付で実施されます。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。
(新 設)	附則 第1条 <u>第6条及び第8条の変更は、平成 29年10月1日をもって効力が発 生するものとする。</u> <u>本条は平成29年10月1日の経過 後、これを削除するものとする。</u>

(ご参考)

発行可能株式総数および単元株式数の変更に関する定款の一部変更につきましては上記のとおりですが、本日開示しております「定款一部変更のお知らせ」のとおり、当社は本定時株主総会における議案の承認可決を条件として事業目的の追加等に係る定款の一部変更を別途予定しております。

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日 (日) を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日 (水) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 100 株に変更されます。

以 上

添付資料：【ご参考】単元株式の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】

単元株式の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A3. 全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、国内上場企業の株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成 30 年 10 月 1 日としております。

東京証券取引所に上場している当社といたしましては、この趣旨をふまえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

そこで、単元株式数の変更後も、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや株主様の権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、また、証券取引所が望ましいとしている投資単位水準に調整することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,652 株	3 個	365 株	3 個	0.2 株
例②	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例③	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例④	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例⑤	59 株	なし	5 株	なし	0.9 株
例⑥	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

例②③に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記8頁の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の株主様（上記の例⑥のような場合）が、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用されないまま株式併合の効力発生日を迎えた場合は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

**Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？**

A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては、株主様所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

**Q6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？**

A6. 特に必要なお手続はございません。なお、上記 Q4.に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括で処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q7. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。  
具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A8. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 15 日 (月)	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 27 日 (火)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (日)	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

**【お問い合わせ】**

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

記

大阪府大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話番号：0120-094-777 (通話料無料)  
受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (土日、祝日を除く)

以 上